

第9表 地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額調

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1,401,000千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 22,174,594千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

分 類	項 目	予 算 額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	心身障害者福祉費 高齢者福祉費 児童運営費 保育所費 扶助費 など	15,989,695	8,732,122	—	660,849	795,454	5,801,270
社会保険	国民健康保険費 介護保険費 後期高齢者医療費	5,162,286	1,062,376	—	—	494,381	3,605,529
保健衛生	予防費 健康増進費 診療所費 病院費 など	1,022,613	91,927	—	8,789	111,165	810,732
合 計		22,174,594	9,886,425	—	669,638	1,401,000	10,217,531

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和7年度予算額の22分の12に相当する額としています。